京都市食品衛生法及び京都市食品等の安全性及び安心な食生活の確保に関する条例の施行に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年12月12日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 55号

京都市食品衛生法及び京都市食品等の安全性及び安心な食生活の確保に関する条例の施行に関する規則の一部を改正する規則

京都市食品衛生法及び京都市食品等の安全性及び安心な食生活の確保に関する条例の施行に関する規則の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「受水槽」を「貯水槽」に改める。

第4条第3号を削る。

第18条を第19条とし、第6条から第17条までを1条ずつ繰り下げ、第5条の次に次の1条を加える。

(地位の承継の届出の添付書類)

第6条 規則第67条の2第1項の規定による届出を行う場合には、同条第2項に規定する書類のほか法人の登記事項証明書の写し(届出者が法人である場合に限る。)(当該届出者が現に法第55条第1項の規定に基づく営業の許可を受けている者であり、かつ、当該届出者の名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地に変更がない場合を除く。)を添えなければならない。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年12月13日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に食品衛生法第4条第7項に規定する営業を譲り受けた者に係るこの規則による改正前の京都市食品衛生法及び京都市食品等の安全性及び安心な食生活の確保に関する条例の施行に関する規則第4条の規定の適用については、なお従前の例による。この場合において、同条第3号中「規則」とあるのは、「旅館業法施行規則等の一部を改正する省令(令和5年厚生労働省令第101号)第2条の規定による改正前の規則」とする。

(保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課)